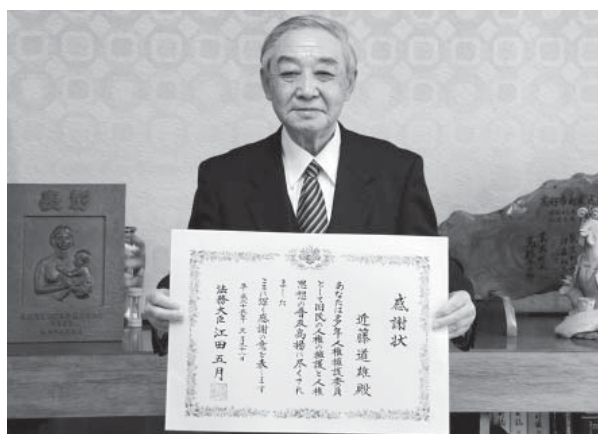


# おめでとうございませす

## 近藤道雄さん 人権擁護委員感謝状



人権擁護委員を23年3月末で退任した近藤道雄さん（75歳・田子）に法務大臣の感謝状が贈られ、4月19日役場町長室で伝達式が行われました。

近藤さんは、教職員としての豊富な経験から、平成11年3月に人権擁護委員の委嘱を受けて以来、4期12年の長きにわたり、人権思想の普及や人権擁護活動に尽力されました。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、虐待、いじめ、家庭内暴力などで困っている人の相談に乗っています。当町の委員は4人です。

小屋瀬少年消防クラブの指導者の土谷育造さん（78歳・元木）は、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長・久保信保消防庁長官）から「優良な少年消防クラブの指導者」として表彰されました。

小屋瀬少年消防クラブは、昭和57年に小屋瀬小学校と小屋瀬中学校の児童生徒と育成会のメンバーで結成。土谷さんは、結成から現在までクラブ員の防火意識の向上に努め、地域住民に対しての火災予防の普及啓発に大きく貢献している少年消防クラブの指導者としての功績が認められました。

## 土谷育造さん 少年消防クラブ指導者表彰



町行財政審議会（向川原孝会長・委員10人）は3月22日、鈴木町長に対し今後の行政改革のあり方について答申しました。



答申書を鈴木町長へ手渡す向川原会長（左）と坂待副会長（右）

## 今後の町の行革大綱まとまる

立していくため、今後の行政改革のあり方について意見を求める」との諮問を受けて協議を開始。以来8回の審議会で、町の債務の状況や教育施設の適正配置、公営企業の健全化などについて協議を重ね、「第5次葛巻町行政改革大綱」の骨子を答申しました。

詳しい内容は、町のホームページや5月中旬発行される「町民向け予算書」をご覧ください。

## 新採用職員

4月1日付で、新たに採用された職員をご紹介します。岩手県盛岡広域振興局との人事交流により、石亀竜太さんが当町へ配属になりました。



石亀 竜太  
農林環境エネルギー課  
クリーンエネルギーの推進など、自然の恵みを活かした町づくりに努めて参ります。（盛岡市玉山区藪川出身）

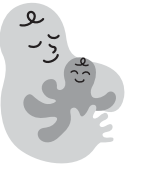


御堂地 翼  
総務企画課  
一日も早く仕事を覚え、町民の皆さまや町のお役に立てるよう、頑張りたいと思います。（中村出身）



山崎 佑太  
農林環境エネルギー課  
葛巻町と町民の皆さまのため一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。（寺田出身）

## 子ども手当は 引き続き支給されます



子ども手当は、平成23年4月～9月までの6ヵ月間は、これまでと同じ月額1万3千円が支給されることになりました。

▼支給金額：子ども1人につき月額1万3千円

▼支給対象となる子ども：0歳から中学校卒業まで（0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで）

▼支給月：①平成23年6月（平成23年2月分～5月分）  
②平成23年10月（平成23年6月分～9月分）

◆次の人は、申請手続きが必要です。

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた人
- ・すでに受給している、出生などにより養育する子どもが増えた人

◆次の人は、手続きの必要はありません。

- ・すでに受給している、他の市町村から引越越しをされた人
- ◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。

ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

☎ 住民会計課（内線123）



## やすらかに 上原清善さん死去

当町の青少年健全育成や教育振興に多大なご貢献をされた沖縄県の篤志家・上原清善さん（92歳）が4月19日、ご逝去されました。

上原さんは、太平洋戦争において葛巻町出身だった戦友の遺骨を、昭和52年に当町のご遺族のもとに届けられました。これがご縁で、沖縄県北中城村との友好姉妹町村盟約締結などにご尽力いただくとともに、多大なご寄付により「上原清善青少年健全育成等基金」が設けられ、この運用益金により青少年や女性団体などを中心とした北中城村との交流が、現在も活発に行われています。

当町のみならず全国的に社会奉仕活動を続けられ、贈られた感謝状は2005年に5,000枚を超えました。ここに、生前のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 水洗化で快適な生活を

町は、より快適な生活を送っていただくため、高齢者世帯などを対象に水洗化にかかる工事費の一部を補助しています。この事業の対象となるのは非課税世帯で、住宅の水洗便器の設置や汚水・雑排水の排水工事にかかる経費の8割（上限40万円）を補助します。

昨年度からこの事業をスタートし、11世帯で活用されました。これから農業集落排水施設の接続や、浄化槽の整備を考えている人は、どうぞご活用ください。

- ▶補助の対象となる世帯
- 葛巻町に居住される人で、また世帯全員が非課税で、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。
- ①高齢者世帯 65歳以上の人だけの世帯
  - ②障害者世帯 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯、または障害者年金を受給している人がいる世帯
  - ③ひとり親などの世帯 18歳未満の子を養育している母子世帯・父子世帯・65歳以上の祖父母世帯

☎ 建設水道課・水道事業所 ☎66-2929

## 軽自動車税 減免の申請について

身体に障害のある人や精神に重度の障害のある人が使用する軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、減免申請書を提出することにより、軽自動車税が免除されます。また、生活保護を受けている人の軽自動車についても、申請書の提出により軽自動車税が免除されます。

申請される人は次のものを持参のうえ、平成23年5月24日（火）までに手続きしてください。

1. 障害を持つ人（またはその家族）が所有する車輛の減免
  - ・軽自動車税納税通知書
  - ・運転する人の運転免許証
  - ・印鑑
  - ・手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など）
2. 生活保護を受けている人の減免
  - ・軽自動車税納税通知書
  - ・印鑑
  - ・保護決定（開始）通知書

☎ 住民会計課（内線132～134）